

独立行政法人消防研究所の職員の勤務時間、休暇等に関する規程

消防研究所規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第58条の規定に基づき、独立行政法人消防研究所（以下「研究所」という。）に勤務する常勤職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日および休暇に関する事項を定めることを目的とする。

(職員の勤務時間)

第2条 職員の勤務時間（以下「勤務時間」という。）は、休憩時間を除き、1日当たり8時間、1週間当たり40時間とする。

(始業時刻および終業時刻)

第3条 職員の始業時刻および終業時刻は次の各号による。

始業時刻 午前8時30分

終業時刻 午後5時15分

(時差出勤)

第4条 独立行政法人消防研究所給与規程（以下「給与規程」という。）別表1および別表2の適用を受ける職員は、前条に規定する始業時刻および終業時刻のほか、次の各号によることができる。

始業時刻 午前9時

終業時刻 午後5時45分

(フレックスタイム制)

第5条 理事長は、給与規程における別表3の適用を受ける職員および一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）第3条第1項の規定により採用した職員（以下「研究職員等」という。）の勤務時間について、始業および終業の時刻を研究職員等の決定に委ねることが能率の向上に資すると認める場合には、第3条の規定にかかわらず、人事院規則15-13（研究職等の勤務時間等の基準の特例）に準じて別に定めるフレックスタイム制運用規則の定めるところにより、研究職員等の申告を経て勤務時間を割り振るものとする。

(休息时间)

第6条 職員の休息時間は午後0時15分から午後0時30分までの15分間とする。

2 休息時間は、勤務時間に含まれるものとし、これを与えられなかった場合においても、繰り越されない。

(休憩時間)

第 7 条 職員の勤務時間に対する休憩時間 (以下「休憩時間」という。) は、午後 0 時 30 分から午後 1 時 15 分までの 45 分間とする。

2 職員が、終業時刻に引き続き時間外勤務を行う場合の休憩時間は、前項の時間のほか、終業時刻後の 15 分間とする。

3 職員は、前 2 項の休憩時間を自由に利用することができる。

(週休日)

第 8 条 日曜日および土曜日は、週休日 (勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。) とする。

(週休日の振替等)

第 9 条 理事長は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務時間が割り振られた日 (以下この条において「勤務日」という。) のうち勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする 4 週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする 8 週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休日)

第 10 条 職員は、国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日 (以下「祝日法による休日」という。) には、特に勤務することを命ぜられた者を除き、勤務時間においても勤務することを要しない。12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日 (祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。) および理事長が別に定める日についても同様とする。

(休日の代休日)

第 11 条 理事長は、職員に祝日法による休日、年末年始の休日および理事長が別に定める休日 (以下「休日」と総称する。) である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部 (次項において「休日の全勤務時間」という。) について、特に勤務することを命じた場合には、第 13 条に定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日 (次項において「代休日」という。) として、当該休日後の勤務日等 (休日を除く。) を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該休日には、特に勤務することを命ぜられたときを除き、勤務時間においても勤務することを要しない。

3 職員が代休により出勤した結果、当該週の職員の労働時間が第 2 条に定める週 40 時間を超える場合には、超える時間について給与規程の定めるところにより、割増賃

金を支払わなければならない。

(代休日の指定)

第12条 休日の代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内において、かつ、当該代休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(休日を除く。)について、行わなければならない。

2 理事長は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

(宿日直勤務)

第13条 理事長は第2条の規定にかかわらず、業務の運営上必要があると認められる場合は、労基法施行規則第23条に定める許可を得て、職員に宿日直勤務を命ずることができる。

(時間外勤務および週休日等の勤務)

第14条 理事長は、次の各号の規定のいずれかに該当する場合においては、当該各号の規定するところにより、職員に対し勤務時間以外の時間における勤務(以下「時間外勤務」という。)または週休日および休日における勤務を命ずることができる。

労基法第33条第1項の規定に該当するとき

労基法第36条の規定に定める協定によるとき

(育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第15条 理事長は、小学校就学前の子の養育を行う職員(深夜勤務において常態として当該子を養育することができる当該子の同居の親族として別に定めるものない職員に限る。)が当該子を養育するために請求した場合には、業務の運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日午前5時までの間の勤務(以下「深夜勤務」という。)を命じてはならない。

2 前項の規定による請求がなされた後深夜勤務の制限開始日の前日までに次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はなされなかったものとみなす。

当該請求に係る子が死亡した場合

当該請求に係る子が離縁または養子縁組の取消により職員の子でなくなった場合
職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

深夜において、当該請求に係る子を常態として養育することができる当該子と同居する親族として別に定める者がいることとなった場合

3 時間外勤務制限開始日以降深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第2条の規定による請求は、当該事由が生じた日を時間外勤務制限期間の末日とする。

(育児または介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第16条 理事長は、前条第1項に規定する小学校就学前の子の養育を行う職員が当該子を養育するために請求した場合には、時間外勤務制限開始日から起算して1年を経過するまでの間において、360時間(職員が制限を必要とする期間が1年に満たないため、1年に満たない期間(月を単位とする期間に限る。))について請求した場合にあっては、時間外勤務軽減申請書により、時間外勤務の制限を請求する期間に応じ、別に定める時間)を超えて時間外勤務を命じてはならない。

2 前項の規定による請求がなされた後時間外勤務の制限開始日の前日までに次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はなされなかったものとみなす。

当該請求に係る子が死亡した場合

当該請求に係る子が離縁または養子縁組の取消により職員の子でなくなった場合
職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

深夜において、当該請求に係る子を常態として養育することができる当該子と同居する親族として別に定める者がいることとなった場合

3 時間外勤務制限開始日以降時間外勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第2条の規定による請求は、当該事由が生じた日を時間外勤務制限期間の末日とする。

(年少者の勤務)

第17条 理事長は、満18歳未満の職員(以下「年少者」という。)に対して、1日について8時間、1週間について40時間を超える勤務または時間外勤務を命じてはならない。ただし、災害その他避けることができない事由により臨時に必要なときは、前項に定める勤務を超える勤務または時間外勤務を命ずることができる。

(女性職員の時間外勤務および週休日の勤務)

第18条 理事長は、妊娠中の女性職員および産後1年を経過しない女性職員(以下「妊産婦である女性職員」という。)が請求した場合においては、第14条の規定に基づく時間外勤務または週休日の勤務を命じてはならない。

(深夜勤務の制限)

第19条 理事長は、年少者に対して労基法第33条第1項の規定によるほかは、午後10時から翌日午前5時までの間においては勤務を命じてはならない。

2 理事長は、妊産婦である女性職員が請求した場合においては、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じてはならない。

(妊産婦である女性職員の職務専念義務の免除等)

第20条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに掲げる事由により、勤務日または勤務時間中に勤務しないことを請求した場合には、それぞれ当該各号に規定するところ

により、その勤務しない時間は、勤務しないことを承認することができる。

妊産婦である女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導または同法第13条に規定する健康診査を受けるために請求したとき

必要と認められる時間

妊娠中の女子職員が請求した場合において、その者の業務が母胎または胎児の健康保持に影響があると認められるとき

当該職員が適宜休息し、または補食のために必要と認められる時間

妊娠中の女子職員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母胎または胎児の健康保持に影響があると認めるとき

勤務時間等の始めまたは終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない時間

（出張または研修期間中の勤務時間）

第21条 出張中の職員または研修中の職員の勤務時間は、次の各号に規定するところによる。

出張中の職員

ア 出張中は、勤務時間を勤務したものとみなす。

イ 出張目的地において勤務時間を超えて勤務することを命ぜられて勤務した場合は、時間外勤務とする。

ウ 出張目的地において週休日または休日に勤務することを命ぜられて勤務した場合は、週休日または休日の勤務とする。

研修中の職員

研修中は、勤務時間を勤務したものとみなす。

（年次休暇）

第22条 年次休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

次号および第3号に掲げる職員以外の職員 20日

次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となり、または任期が満了することにより退職することとなる職員

その者の当該年における在職期間に応じ、20日を超えない範囲で別に定める日数（以下この条において「基本日数」という。）

当該年において一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）の適用を受ける職員、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他その業務が国の事務もしくは事業と密接な関連を有する法人に使用される者（以下この号および次号において「勤務時間法適用職員等」

という。)となったもの

勤務時間法適用職員等となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じ別に定める日数から新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

当該年の前年において勤務時間法適用職員等であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの

20日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇または年次休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合にあっては20日)を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

- 3 第1項第2号に掲げる職員および第4号の規定の適用を受ける職員のうちその者の使用した年次休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、別に定める日数とする。
- 4 年次休暇は1の年における年次休暇の20日を超えない範囲内の残日数(1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数)を、当該年の翌年に繰り越すことができる。

(年次休暇の付与)

第23条 年次休暇は前条第1項第1号に掲げる職員にあっては、その年の1月1日、同条同項第2号から第4号に規定する職員にあってはその該当した日に付与するものとする。

(年次休暇の申請等)

第24条 職員は、年次休暇を請求する場合には、理事長に対して、あらかじめ休暇簿により申請しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によってあらかじめ申請できなかった場合には、事後速やかにその理由を付して休暇簿により申請し、理事長の承認を受けなければならない。

- 2 職員の請求した時季に年次休暇を与えることが業務の正常な運営に支障を生ずると認められる場合には、これを他の時季に変更して与えられることがあるものとする。

(年次休暇の付与単位)

第25条 年次休暇の単位は、1日または半日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。

(年次休暇の給与)

第26条 年次休暇は有給とする。

(特別休暇の基準)

第27条 職員が、次の各号のいずれかに掲げる事由により勤務日または勤務時間中に勤務しない場合であって所定の手続きによるときは、それぞれ当該各号に規定する基準に従い、その勤務しない期間は、特別休暇とする。

職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

必要と認められる期間

職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

必要と認められる期間

職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、または骨髄移植のため配偶者、父母、子および兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出または提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

必要と認められる期間

職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき

1の年において5日の範囲内の期間

ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地またはその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上もしくは精神上の障害がある者または負傷し、もしくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって別に定めるものにおける活動

ウ アおよびイに掲げる活動のほか、身体上もしくは精神上の障害、負傷または疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他日常生活を支援する活動

職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき

結婚の日の5日前から当該結婚の日後1箇月を経過する日までの間における連続した5日の範囲内の期間

6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合

出産までの申し出た期間

女子職員が出産した場合

出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

生後3年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる場合

1日2回それぞれ30分以内の期間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用する日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、または労基法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認または請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

女性職員で生理日の就業が著しく困難であるとき

一生理期間につき暦日2日以内において女性職員の請求する期間

職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき

職員の妻が出産のために病院に入院する等の日から当該出産後2週間を経過するまでの間において、職員の請求する継続または分割した2日以内の期間

職員の親族（別表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき

親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

職員が父母の追悼のため特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合

1日の範囲内の期間

職員が夏期における盆等の諸行事、心身の健康の維持および増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合

1年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日および代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、または損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき

7日の範囲内の期間

地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合

必要と認められる期間

地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

必要と認められる期間

(職務専念義務の免除)

第28条 理事長は、職員が次の各号の一に掲げる事由により勤務日または勤務時間中に勤務しないことを請求した場合には、それぞれ当該各号に規定するところにより、その勤務しない時間は、勤務しないことを承認することができる。

勤務時間内において、レクリエーションを実施する場合

1年度に16時間の範囲内で当該行事に参加する時間

勤務時間内において、成人病検診(人間ドック)を受ける場合

1日の範囲内の時間。ただし、理事長が必要であると認める場合は、2日の範囲内の時間

研究職員等が、科学技術に関する研究集会への参加を申し出た場合

研究交流促進法(昭和61年法律第57号)第5条に定めるところにより、理事長にその参加の承認を得た時間

(病気休暇の基準)

第29条 病気休暇は、職員が負傷または疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

(承認申請手続き)

第30条 職員は、特別休暇(職務専念義務免除を受けようとする場合を含む。)または病気休暇を受けようとするときは、あらかじめ休暇簿等に記入して、理事長に申請し、その承認を得なければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由に該当する場合は、あらかじめ認められる事由を付して、事後において、承認を求めることができる。

2 第27条第6号の申出は、あらかじめ休暇簿に記入して理事長に対し、申出なければならない。

3 第27条第7号に掲げる場合に該当することとなった場合は、その旨速やかに理事長に届け出るものとする。

4 第1項の場合において、理事長が必要と認めて証明書等の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。

5 職員は、引き続き7日以上に渡る期間について、病気休暇を受けようとするときは、医師の証明書または診断書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類を提出しなければならない。

(特別休暇または病気休暇中の給与)

第31条 特別休暇または病気休暇中の給与については、別に定めるところによる。

(介護休暇)

第32条 理事長は、職員がその配偶者(届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情

にある者を含む。) 父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病または年齢により日常生活を営むのに支障がある者を介護するため、勤務しないことが相当であると理事長が認める場合には、介護休暇を付与することができるものとし、その取扱いについては、別に定めるところによる。

(介護休暇の給与)

第33条 前条に規定する休暇は無給とする。

(管理職員等の勤務時間、週休日および休暇等)

第34条 管理職員等(監督もしくは管理の地位にある者または機密の事務を取扱う者をいう。)の勤務時間、週休日および休暇等については、第14条を除き、職員の規定を適用する。

(実施細則)

第34条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が別にこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 研究所の成立の前日に総務省の職員として在職する者が、引き続いて研究所の職員となった場合におけるその者の年次休暇については、成立日において現に有する年次休暇の日数を第22条の規定に基づいて付与されたものとみなす。

別表（第27条関係：忌引き日数表）

死亡した者	日数
配偶者 （届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	7日
父母	7日
子	5日
祖父母 （職員が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）	3日
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじまたはおば （職員が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）	1日
父母の配偶者または配偶者の父母 （職員と生計を一にしていた場合にあっては7日）	3日
子の配偶者または配偶者の子 （職員と生計を一にしていた場合にあっては5日）	1日
祖父母の配偶者または配偶者の祖父母 （職員と生計を一にしていた場合にあっては3日）	1日
兄弟姉妹の配偶者または配偶者の兄弟姉妹 （職員と生計を一にしていた場合にあっては3日）	1日
おじまたはおばの配偶者	1日